

監 査 報 告 書

令和6年5月22日

学校法人聖泉学園

理 事 会 御中

評 議 員 会 御中

学校法人 聖泉学園

監事

堀川 英雄



監事

安田 勝雄



監事は、私立学校法第37条第3項に基づき、学校法人聖泉学園の令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行った結果について報告いたします。

1. 監査方法

- (1) 業務監査及び理事の業務執行の状況については、理事会、評議員会に出席するほか、重要資料を閲覧して、学校法人聖泉学園の運営全般にかかる業務の執行状況を監査しました。
- (2) 会計監査については、ひかり監査法人から監査の報告及び説明を受け、財務の適性執行並びに財産状況を監査しました。

2. 監査結果

学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実がないことを認めます。ただし、以下の2点について指摘します。なお、必要に応じてフォローアップの監事監査を行うことがあります。

- (1) 令和5年度決算では5年ぶりに黒字となったことは大変な経営努力の成果であり評価できるが、令和6年度の看護学部の新設が定員充足ができなかったことから、原因を多面的に究明し、有効な複数の対策を速やかに実施し、今後一層定員確保をすること。
- (2) 令和6年4月5日付日本私立学校振興・共済事業団から、返還命令があった私立大学等経常費補助金4,265,000円については、「補助金の配分の基礎となる資料（教育の質に関する客観的指標）に誤りがあった」と指摘され交付決定取り消しされたものである。このような事態が発生するのは、業務の精度管理（点検及び検証）の仕組みが機能していないことから、再発防止対策を速やかに立案し実践すること。また、教訓として職員及び関係者への再教育を実施すること。